

施策分析シート（平成20年度）

No1

<b>施策名</b>		介護保険サービスの基盤整備		<b>施策No</b>	02-04	<b>部課名</b>	福祉部介護保険課	
<b>関連部課名</b>								
<b>行政評価事業体系</b>		<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]					
		<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
<b>目的</b>		<p>介護保険は、共同連帯の理念に基づき国民全体で介護を支える制度として平成12年に開始された。平成18年の法改正では、要支援者に対する新予防給付、地域包括支援センター、地域密着型サービスなどの新たなサービスや、事業者への立入り権限など、保険者に一層の責任と権限が付与された。さらに、平成20年度には、事業者の不正を防止し法令遵守を確保するための法改正が行われる一方で、介護従事者の処遇改善に関する法律が成立するなど、制度発足から8年を経過してもなお、将来に持続可能な制度として定着するための不断の見直しが行われているところである。</p> <p>区は保険者として、制度が刻々と変化する中であっても、区民が尊厳を保持しながらできる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、区民への制度の周知、法定事務の円滑な遂行、事業者への支援・指導などを通じて介護保険サービス基盤の安定化を図っていく。</p>						
<b>指 標</b>	<b>施策の成果とする指標名</b>		<b>指標の推移</b>				<b>指標に関する説明</b>	
			17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (28年度)	
	介護保険説明会の参加者数		1,745	1,000	1,025	2,000		区民説明会、事業者連絡会等の参加者数
	実地指導件数		-	93	70	90	90	3カ年で全事業所（約250ヶ所）の実地指導を行う。
	一人あたりの年間の給付額 (千円)		1,425	1,421	1,448	1,448		保険給付費/認定者数
要介護認定者の出現率		17.1%	16.9%	16.9%	16.9%	17.7%	要介護認定者数/65歳以上人口	
<b>現状と課題（指標分析）</b>		<p>制度発足後、荒川区の第1号被保険者数は約1.2倍、要介護等認定者数は約1.8倍に増加し、保険給付費は約2.3倍となっている。第3期介護保険事業計画期間の第1号保険料は、基準月額4,428円であり、介護保険制度運営はますます厳しくなることが想定される。</p> <p>一方、サービスの利用については、行政から与えられるサービスであるという意識が利用者に見受けられる場合もあり、「自らの責任でサービスを選択する」という制度の趣旨についての周知が十分でない。</p> <p>今後、制度を維持し、よりよい介護保険事業を展開するためには、サービス基盤の整備に加え、利用者の責任と負担のあり方についての区民の認識を高めるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業者等の指導・育成をしていくことが、保険者としての区の責務である。</p>						
<b>今後の方向性</b>		<p>《今までの成果及び指標分析を踏まえて》</p> <p>国や都の動向を注視し、制度変更等への対応を図りながら、区民サービスの一層の向上に努める。介護保険制度(負担のあり方、利用者の責任等を含む)に関する区民の正しい認識を培う。事業者を支援する取組を強化し、利用者への質の高いサービスを提供する事業者の育成を図る。20年度法改正で新たに加えられた業務管理体制の整備や法令遵守の徹底についても指導していく。サービス内容や報酬請求に関する事業者指導を計画的に行い、適切なサービス提供を期する。介護保険事業計画に沿った適正な事業実施をするとともに、第4期事業計画の策定に向けて、財政状況の把握と迅速な対応に努める。</p>						
<b>施策の分類</b>			<b>分類についての説明・意見等</b>					
<b>前年度設定</b>		<b>今年度設定</b>						
継続		推進		介護保険法及び介護保険事業計画に沿って適正に事業を実施していく必要がある。				

施策分析シート（平成20年度）

No2

施策を構成する事務事業の分類						
事務事業名	事務事業No	決算額（千円）		施策推進のための分類		分類についての説明・意見等
		18年度	19年度	前年度設定	今年度設定	
高額介護サービス費 支払費用貸付事業	06-04-01	0	0	継続	継続	条例事業であり、一層の利用促進を検討する
訪問介護自己負担額 軽減事業	06-04-02	6,118	3,374	継続	推進	低所得の障がい者の日常生活を支援するために必要である。
介護保険移行者ホーム ヘルプ利用負担軽減事業	06-04-03	0	23	継続	推進	障がい者関連施策上必要な手段である。
介護保険サービス利用者 負担軽減事業	06-04-04	2,292	1,867	推進	推進	介護保険制度を補う国・都の補助事業であり、利用者負担軽減に直接寄与するものである。
要介護等認定事務	06-04-05	95,954	99,899	推進	推進	法に基づき区が直接実施することを原則とする、サービス利用上の必須事務事業である
介護保険給付適正化計画 の実施	06-04-06			重点的に推進	重点的に推進	介護保険を持続可能な制度として定着させるために必要な取組である。
介護保険システム 運用管理費	06-04-07	52,320	40,495	継続	継続	事業実施上必要不可欠な手段である
介護保険制度の趣旨の 普及	06-04-08	693	941	重点的に推進	重点的に推進	区において制度を適正に実施するため、必要不可欠である
介護保険運営協議会の 運営	06-04-09	449	431	推進	推進	国の指針に基づき設置するものであり、制度の適正運用上必要である
在宅介護・施設介護 サービス費	06-04-10	9,383,592	9,765,827	推進	推進	制度の根幹であり、事業規模を測る目安である
福祉用具購入費	06-04-11	23,184	25,527	推進	継続	法に基づく必須事務事業であり、利用者サービスに直接関わるものである
住宅改修費	06-04-12	64,029	67,380	推進	継続	法に基づく必須事務事業であり、利用者サービスに直接関わるものである
特定入所者介護サービス 費（負担限度額認定）	06-04-13	285,977	284,655	推進	継続	法に基づく必須事務事業であり、利用者負担に直接関わるものである
高額介護サービス費	06-04-14	180,044	190,369	推進	継続	法に基づく必須事務事業であり、利用者負担に直接関わるものである
介護保険事業特別会計の 管理	06-04-15	264,304	299,922	継続	継続	法に基づく必須事務事業である。
住宅改修理由書作成経費 の助成	06-04-16	102	138	継続	継続	介護保険制度を補う国の補助事業である。
事業者支援・指導事業	06-04-17	7,315	7,624	-	重点的に推進	介護保険サービスの基盤整備を図る上で非常に重要な事業である。
地域包括支援センター事 業	06-04-18	120,624	154,012	推進	推進	地域包括支援センターは、介護保険制度における地域の中核機関として重要な役割を担っており、必要である。
指定介護予防支援補助事 業	06-04-19	-	-	-	推進	地域包括支援センターの安定的な人員体制を確保し、円滑に事業実施していくために必要である。
合 計		10,486,997	10,942,484			